

消防本部、指令センター等 及び消防署所における災害 対応機能の維持に係る非常用 電源の確保に関する調査結果

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、災害時における災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）第23条により、庁舎の耐震化及び浸水対策、非常用電源設備等の設置、代替施設の計画策定をする旨、定めているところです。

しかし、「平成27年9月関東・東北豪雨」及び「台風第21号」の影響により地方公共団体の庁舎において停電が発生し、災害対策機能に支障が生じる事例がみられたことから、消防本部、指令センター等（指令センターを有しない119番受信を含む。）及び消防署所（以下「消防本部等」という。）が設置されている庁舎における非常用電源の確保状況等について調査を実施しました。本稿では、消防庁消防・救急課で取りまとめた調査結果について紹介いたします。

2 調査の概要

- 調査対象：消防本部庁舎 749施設
：指令センター等 801施設
（指令センターを有しない119番受信施設を含む。）
：消防署所 4,857施設
- 調査基準日：平成27年10月1日

3 調査結果

① 浸水想定区域内における消防庁舎の状況

浸水想定区域内「洪水、高潮、津波」に消防本部庁舎、指令センター等及び消防署所が設置されている団体は、

- 洪水浸水想定区域
消防本部庁舎：238施設（31.8%）
指令センター等：242施設（30.2%）
消防署所：1,342施設（27.6%）
- 高潮浸水想定区域
消防本部庁舎：27施設（3.6%）
指令センター等：25施設（3.1%）
消防署所：191施設（3.9%）
- 津波浸水想定区域
消防本部庁舎：89施設（11.9%）
指令センター等：102施設（12.7%）
消防署所：480施設（9.9%）

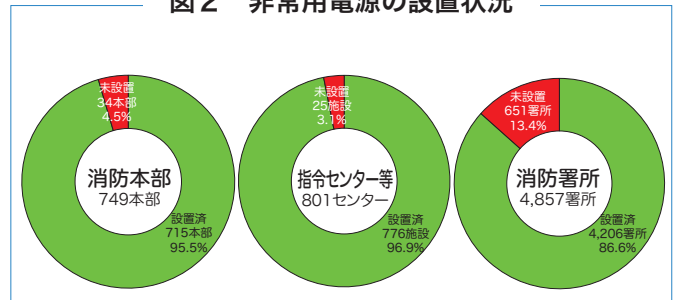
となっており、いずれかの浸水想定区域内としている団体は、

- 消防本部庁舎：290施設（38.7%）
- 指令センター等：306施設（38.2%）
- 消防署所：1,648施設（33.9%）（図1）。

② 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況をみると、消防本部庁舎では34施設（4.5%）が未設置、指令センター等では25施設（3.1%）が未設置、消防署所では651施設（13.4%）が未設置となっている（図2）。

図2 非常用電源の設置状況

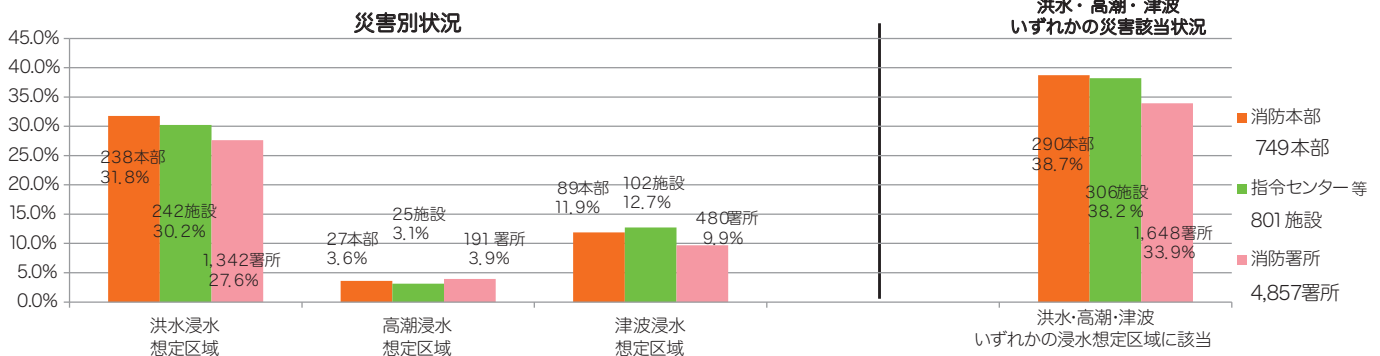


③ 非常用電源の災害対策状況

(1) 浸水対策

非常用電源の浸水対策状況をみると、非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある消防本

図1 浸水想定区域内に消防本部庁舎、指令センター等及び消防署所が設置されている状況

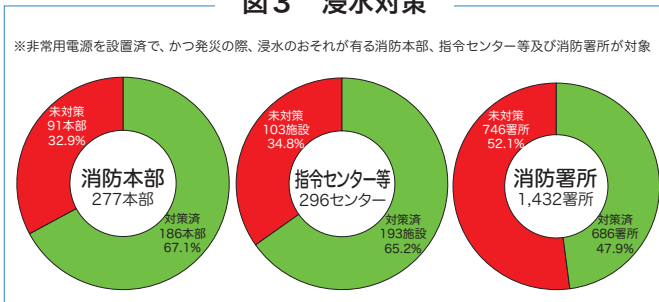


※複数の浸水想定区域に該当している消防本部、指令センター等及び消防署所があるため、災害別状況の合計とは一致しない。

部庁舎、指令センター等及び消防署所のうち浸水対策をしていないのは、

- 消防本部庁舎：91施設（32.9%）
 - 指令センター等：103施設（34.8%）
 - 消防署所：746施設（52.1%）
- となっている（図3）。

図3 浸水対策

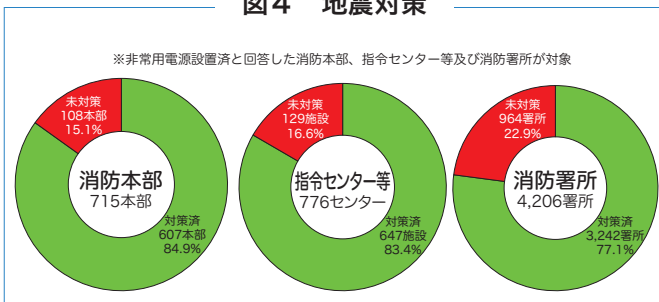


(2) 地震対策

非常用電源の地震対策状況をみると、非常用電源を設置済と回答した消防本部庁舎、指令センター等及び消防署所のうち地震対策をしていないのは、

- 消防本部庁舎：108施設（15.1%）
 - 指令センター等：129施設（16.6%）
 - 消防署所：964施設（22.9%）
- となっている（図4）。

図4 地震対策

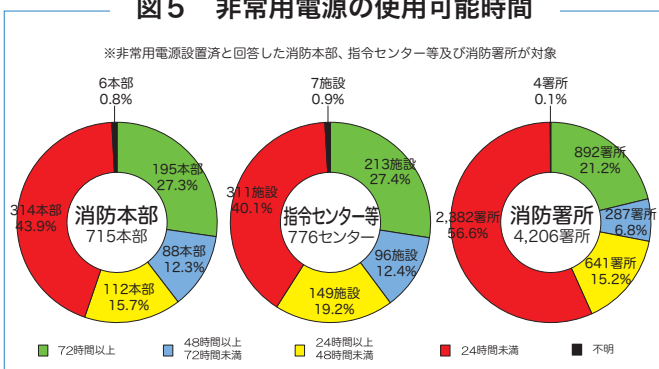


④ 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の消防本部庁舎、指令センター等、消防署所のうち使用時間が24時間未満となっているのは、

- 消防本部庁舎：314施設（43.9%）
 - 指令センター等：311施設（40.1%）
 - 消防署所：2,382施設（56.6%）
- となっている（図5）。

図5 非常用電源の使用可能時間



4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ以下の3項目について「消防本部、指令センター等及び消防署所における災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保に関する調査結果について」（平成27年12月22日付け消防消第221号消防・救急課長通知）により都道府県に周知したところである。

① 非常用電源の整備について

消防力の整備指針において、消防本部等については、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する旨を定めており、災害発生時等に備えてあらかじめ非常用電源の整備を図ること。

なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

② 非常用電源等の災害対策について

消防力の整備指針において、消防本部等は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐えようよう整備する旨を定めており、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、転倒防止の措置や浸水想定深より上部への設置など、非常用電源に対する揺れや浸水に備えた対策を図ること。

③ 非常用電源の使用可能時間について

一般に、発災後72時間を経過すると、要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に消防本部等の災害対策機能が低下することは致命的となるおそれがあることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、「72時間」は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくことが望ましい。

また、停電の長期化に備え、あらかじめ燃料販売事業者等と協定を締結しておくなどにより、「1週間程度」は災害対策に支障が生じないよう準備しておくことがより望ましい。

5 終わりに

本調査結果により、災害によって消防庁舎が停電した際に非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体があることが判明しました。

については、消防本部等の災害対策機能が維持されるよう、必要な取組を進めていただくとともに、災害時における対応に万全を期するよう努めて頂くようお願いいたします。

本調査結果については、消防庁のホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/12/271222_houdou_4.pdf)に掲載しているので参考にして下さい。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 港
TEL: 03-5253-7522